

東京

きたほうりつ

2024年
第43号
新春

発行 東京北法律事務所 114-0022 東京都北区王子本町 1-18-1 北法ビル4階 電話 03-3907-2105 (代表) FAX 03-3907-2183
<https://kitahou.bengo-shi.com/>



あけましておめでとうございます

旧古河庭園は文化財保護法により国指定名勝に指定されています。

その広大な敷地のなかで、この写真の洋館（大谷美術館）が最も有名かと思います。

この洋館は、鹿鳴館やニコライ堂で有名なジョサイア・コンドルの晩年の作品で、大正6年5月に竣工しました。

この建物は、100年を超えて、この地で関東大震災や戦争を見続けてきました。見た目以上に何かを訴えているように感じます。

まだの方は、一度訪れてみてはどうでしょうか。

皆様のさらなるご健勝とご多幸を祈ります。

2024年 元旦

東京北法律事務所

弁護士 坂田 洋介 弁護士 金井 知明 弁護士 菊間 龍一
事務局一同

御案内

業務時間 9:30～6:00
(土・日・祝日は休み)

トピックス

- 志茂一丁目・補助86号線の道路裁判 ～最高裁へ上告しました～
- 実は身近な消費者問題
- マンション管理のポイント
- いわき市民訴訟 ～仙台高裁判決と東電の謝罪

2
4
5
6

号線の道路裁判

一 最高裁に上告理由書及び上告受理申立理由書を提出しました

二〇一五年に、都市計画道路（補助八六号線・志茂一丁目）の事業認可取消を求める訴えを提起してから、はや八年が経過しました。

残念ながら、昨年三月三日の東京高裁判決では、道路を整備する必要性がないとの主張が認められず、敗訴となりました。そして、八月三十一日、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出し、この裁判は、最高裁判所の判断を待つこととなりました。

二 整備する必要のない道路であることは明らかです

補助八六号線に関する都市計画が最初に決定されたのは一九四六年です。そして、一九六六年に、計画を見直す決定が行われたとされています。計画は、交通の円滑化を目的とするものでした。そして計画から約五〇年後の二〇一五年に、道路整備事業の認可がなされました。

一九六六年といえば、高度経済成長期の真っただ中です。道路計画は、都市への急速な人口流入や諸機能の集中

に対応するために決定されたものでした。現在は、人口が減少しているうえに、社会経済も低成長の時代です。社会経済情勢は全く異なります。当時計画された道路を、そのまま進める必要などないはずです。

実際にも、道路整備の必要はないという調査結果がでています。調査は、道路事業を進めている東京都が実施したものです。東京都は、二〇〇四年に、将来の交通量の推計調査を行いました。その結果、補助八六号線（志茂一丁目）は、交通量が乏しいため、交通の円滑化のために整備する必要はないという結果になりました。

三 なぜ、東京高裁では、必要のない道路事業が違法とされなかったのか

道路は「土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置」しなければなりません（都市計画法）。都市計画には、必要性や合理性が認められなければならないのです。

では、この都市計画の必要性や合理性については、いつの時点で判断されるべきでしょうか。計画当初は必要性があっても、その後、必要性がなくなれば道路整備をする意味はありません。

ん。普通に考えれば、道路を整備するとき、つまり事業認可がなされる時に、計画の必要性や合理性の判断がなされることになりそうです。

しかし、東京高裁はそう考えませんでした。道路計画が決定された時点で必要性や合理性があったかどうかを判断すればよいというのです。本件でいえば、五〇年前の一九六六年の時点で、道路整備の必要性や合理性があるかを判断することになります。

しかし、五〇年前には道路整備の必要性があったので、五〇年後の今になって道路整備事業を進めまうと言われても、納得する人はいないでしょう。計

志茂一丁目・補助86

～最高裁へ上告しました～

画から五〇年も経っているのであれば、常識的に考えて、改めて必要性や合理性があるか確認するべきではないでしょうか。

しかし、東京高裁は、理由も説明せずに五〇年前の時点での必要性が確認できればよいとしました。その結果、東京都自身が、二〇〇四年に交通の円滑化のために道路を整備する必要があると判断しているにもかかわらず、事業認可を適法としてしまったのです。

四 防災目的で整備することは認められない

本件でもう一つ問題となったのは、延焼遮断帯として道路を整備する必要性があるかです。東京都は、自ら交通の円滑化のために不要な道路であるとの判断をしていることから、延焼遮断帯のために必要だとの主張を行い、東京高裁も延焼遮断帯として整備する必要性を認める判断をしています。

しかし、そもそも道路の見直し計画が決定された一九六六年の時点で、補助八六号線を延焼遮断帯として整備する予定はありませんでした。したがって、計画を決定したときに、延焼遮断帯の設置を目的として道路を整備する必要性や合理性の検討はなされていません。

事業認可がなされると、行政は、道路予定地の土地を強制的に収用することができるようになります。このような強力な権限が行政に与えられるのは、道路を整備する必要性合理性が、専門家の判断も踏まえ、都市計画法の定める手続を経て、確認されているからです。

このことを考えれば、都市計画法が求める審査手続を経ていない目的で道路を整備することは認められず、ましてや土地を強制的に収用する権限を付与することは許されたいはずで

す。延焼遮断帯として整備するのであれば、志茂一丁目に補助八六号線を延焼遮断帯として整備することが必要なのか、そしてその合理性があるかについて、都市計画法が求める手続を行って判断をしなければなりません。

そして、現状、志茂一丁目は不燃化が進んでいます。そして、南側には延焼遮断機能が備わっています。志茂一丁目を分断する道路を延焼遮断帯として整備する必要は全くないのです。

五 最高裁には常識的な判決を求める

高度経済成長期に計画された道路が、現在の社会経済状況にあっていないことが、全国で問題となっています。

そして、各都市で、現状にそくした道路計画の見直しや廃止が行われています。

東京高裁の判断が、不合理で、このような社会情勢の流れからも逸脱していることは明らかです。他の裁判では、実際に整備をする事業認可の段階で、改めて計画の必要性や合理性を判断するべきとした常識的な判断もなされています。

最高裁判所が、不要な道路整備を認めない、時代の流れにあった適切な判断をすることを期待しています。

(金井)



実は身近な

消費者問題



1 はじめに

普段は意識していないかもしれませんが、私たちは日常的に「契約」をしています。消費者契約法では、「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。」と定義されており、これに該当したこのない人はいないでしょう。

今回は、消費者保護に関する法律について少しご紹介します。

2 消費者契約法

「消費者契約」すべてに適用される、守備範囲の広い法律です。

例えば、事実と異なることを告げて契約をさせられたり、「必ず値上がりする」など不確実なことを断定して契約をさせられたりした場合には、消費者が契約を取り消すことができます。

また、特定の理由により「困惑」したために契約をさせられた場合にも、消費者が契約を取り消すことができます。令和五年には、帰りたくても簡単に帰れない状況や、契約するか誰かに相談したいのに威迫して妨害されたり、一方的にサービスを行うなどして

元に戻すのを困難にする類型を追加する改正法が施行されました。

もし、誤解させられたり断りにくい状況にされたりして、不本意な契約をさせられたときには、消費者契約法で契約を取り消せるかもしれません。

3 特定商取引法

訪問販売など取引の態様に応じて、事業者のルールや消費者の解約権などを定める法律です。よく耳にする「クーリング・オフ」は、この法律で規定されています。

例えば、屋根の修理業者が突然訪問してきて、その場で契約をした場合でも、法律で定められた事項を記載した書面（契約書など）が交付された日から八日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。

よく「契約してから八日が経ったからクーリング・オフはできないのか」というご相談を受けますが、そうとは限りません。交付された書面に法律で定められた事項がすべて記載されていないなど、クーリング・オフはできないなど騙されたりしている場合には、八日間のカウントが始まりません。

また、クーリング・オフは、「通知

を発した時」に効力を生じますし、既に商品やサービスの提供を受けて

いても、その費用の賠償も不要で、事業者が無償で元に戻す責任があります。

もし、訪問販売や電話勧誘販売などクーリング・オフが使える契約で問題があった場合には、八日間を経過していても行使できないか、きちんと検討してみるといいかもしれません。

4 おわりに

今回紹介したのは、代表的な二つの法律のほんの一部です。令和五年には、いわゆる「ステルスマーケティング」が違法とされるなど、消費者保護のために頻繁に法改正が行われています。

誰もがいつ遭遇してもおかしくないのが消費者問題です。「この契約おかしくない？」と思ったら、まずはご相談ください。

(菊間)



マンション管理のポイント



1 はじめに

都内では、約四世帯に一世帯がマンションに居住しているといわれています。自分がそうでなくても、親族でマンションにお住まいの方がいることもあるでしょう。

マンションの管理は、管理組合が中心となって行います。そして、管理組合の理事のほとんどは、区分所有者（組合員）が努めています。もっとも、「理事なんて何をするのか分からない」という方も多いかもしれません。

今回は、マンション管理のポイントを少しご紹介します。

2 意思決定

マンションの管理には、多くの関係者（区分所有者や占有者など）が関わります。そして、管理組合の運営は、民主的に進められる必要があります。

日常的な業務は、集会（総会）で選任された役員によって行われる理事会で、マンションの基本的な事項や重要な事項については集会（総会）で、それぞれ討議のうえ多数決で決めていきます。

区分所有法や管理規約には、「過半数」や「四分の三」など可決に必要な票数が定められています。しかし、単にその数の賛成票があればよいのではなく、関係者の多くの理解を得るのが重要です。そのため、議題の内容によっては、事前にアンケート調査や説明会などを開催して、より多くの意見を集約したうえで検討を進めることも有効です。

3 管理費等の滞納

マンションの管理は、区分所有者から徴収する管理費等によって運営されます。みなさんでお金を出しあって、日ごろのメンテナンスや定期的な修繕を行うのです。そのため、一部の方が管理費等を滞納すると、マンション全体に影響を及ぼします。



管理費等の滞納があった場合には、手紙や電話などで督促をしますが、それでも支払われない場合には、法的措置を検討する必要があります。

通常は、支払督促・少額訴訟・通常訴訟のいずれかを提起し、債務名義（判決等）を得ます。それでも支払われない場合は、強制執行の手続きにより、財産の差押えや区分所有建物の競売など

をすることになります。

これらの手続きは、管理組合が自ら行うこともできますし、弁護士に依頼して行うこともできます。一般的には、弁護士費用は依頼者（管理組合）の負担ですが、きちんと管理規約に規定があれば、相手方の負担とすることも可能です。

4 おわりに

「マンションの憲法」ともいえる管理規約について、国土交通省が標準管理規約を公表していますが、実はマンションごとにオリジナルの内容が含まれていることが多いです。

マンション管理の基本は、「みんなで決める」です。そして、「みんな」には区分所有者全員も含まれていきます。

もし、マンションの管理を人任せにしていると思ったら、少しずつでも関心を持っていただき、よりよいマンション管理を実現してもらえればと思います。

（菊間）



いわき市民訴訟

仙台高裁判決と東電の謝罪

一 「いわき市民訴訟」の仙台高裁判決

いわき市民訴訟は、福島第一原発事故の被害に関する訴訟ですが、原告は避難者ではありません。

いわき市は、強制避難区域ではありませんが、その全域を放射能で汚染されたため、自主的避難等対象区域とされました。いわき市民訴訟は、このような自主的避難等対象区域における滞在者を原告とする全国で唯一の集団訴訟です。

その控訴審判決が、仙台高等裁判所により二〇二三年三月一〇日に言い渡されました。

この判決は、①東電に対しては、一審判決や中間指針（第五次追補）を大幅に超える賠償金を認めた一方で、②国に対してはその責任を否定しました。

そのため、原告は、国に対して上

告し、その争いは現在も続いています。

二 東電に対する勝訴と謝罪

東電は原賠法により当然に賠償責任を負います。しかし、仙台高裁は、その形式的な賠償責任を超えて、重大な加害責任が東電にあることを指摘しました。

仙台高裁は、「（東電は）本件事故の際と同程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失して重大な原発事故が発生することを経営上の判断として認識しながら、故を未然に防止すべき原子力発電事業者の責務を自覚せず、周辺住民の生命身体の安全や環境をない

がしろにしてきたというほかはない」と断罪しました。

東電は、この仙台高裁判決に対して、これ以上争うことは難しいと考え、自ら上告を断念し、判決を受け入れました。

この東電の姿勢を受けて、原告団は東電に対して、自らの加害責任を認めて反省するよう要望し、その謝罪を求めました。

その結果、二〇二三年七月二十七日、いわき市において、東電は直接原告団に対して謝罪しました。その謝罪の状況と謝罪文が写真①・②

です。謝罪文は「東電社長・小川智明」名で出されています。

この謝罪文のとおり、東電は、その加害責任を厳しく断罪した仙台高裁判決を「真摯に受け止め」、その判決の指摘を受け入れました。

もっとも、この謝罪文は抽象的な文言も多く、またそもそも原発事故は謝罪があれば終わりというものではありません。現在も様々な問題が継続しています。汚染水や放射性廃棄物の問題、中間処分場の汚染土壌の問題、そして根本的な



① 原告団への謝罪

廃炉問題など重大な問題が継続中です。

このような将来の問題についても東電が真摯な対応をするのかという重大問題については、謝罪文は明確にしておらず、未だ東電への要望・交渉は続ける必要があります。

三 国に対する不当判決（敗訴）と上告

仙台高裁は、東電に対しては、その加害責任を断罪した一方で、国に対してはその責任を否定しました。その否定の理由は、一言で言えば「二〇二二年六月一七日最高裁判決が国の責任を否定しているから」

と考えられています。仙台高裁判決は、国の規制権限不行使について、「重大事故が発生することを避けられた可能性は相当程度高い」としながら、結論としては「必ず…重大事故を防ぐ

ことができたはずであると断定することまではできない」として国の責任を否定しました。

これまでの判例を前提とすれば、はじめの「避けられた可能性は相当程度高い」場合には、その過失責任は当然に認められるべきものです。

しかし、最高裁判決が国の責任を否定したため、仙台高裁はやむなくその判断に従い、不当な判決を言い渡したものと考えられます。

つまり、仙台高裁は、昨年の最高裁判決がなければ、国の責任を認める判断をしたはずでした。

原告は国に対して上告していますが、その根底になるのは「不当な最高裁判決を覆さなければならぬ」というものです。

いわき市民訴訟の上告審の審理は、昨年の最高裁判決を言い渡した裁判官とは異なる裁判官（第三小法廷）が行うことになりました。

しかし、同じ最高裁の裁判官であることには違いはないので、決して容易な闘いではありません。

今後の原発行政にも深く関わるものであり、決して気を抜くことができない闘いです。

（坂田）

2023年7月17日

「ノーモア・フクシマ」いわき市民訴訟原告団の皆さま

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明



原告の皆さまに対する謝罪について

当社の起こしかつてない社会の混乱を生じさせた重大な事故により、皆さまのかけがえのないふるさとにおける社会経済活動に大きな被害を与えることとなりました。さらには、避難をされた原告の皆さまにおかれましては、住み慣れた自宅や地域から離れ、不便な避難生活を送られたうえ、避難先から帰還された方も含めていわき市に居住されてきた原告の皆さまに、先の見通しのつかない不安や知覚できない放射線被ばくに対する恐怖や不安、これに伴う行動の制約や自然や社会の環境の変化等により、取り返しのつかない被害および混乱を及ぼしてしまったことについて、心から謝罪いたします。誠に申し訳ございません。

2023年3月10日の仙台高裁判決の判決文のご指摘について、当社といたしましても真摯に受け止めており、事故を起こしたことに対し、深く反省し、事故の当事者としての責任を痛感しております。当社としては、防ぐべき事故を防げなかったことについて深く反省するとともに、二度とこうした事故を起こさぬよう安全対策を徹底してまいります。

そして、こうした被害を与えてしまったことや福島への想いについて、社員に対し様々な場や機会を捉え、事故の教訓を社長が自らの言葉で語り、当社は福島への責任を果たすために存続を許された会社であることを伝えていくことで、社員一人ひとりが、事故の反省と教訓を胸に、あのような大きな事故を二度と起こさないことを固く誓います。

当社グループにとって、「福島への責任の貫徹」が最大の使命であり、その責任を果たすために存続を許された会社であることを社員全員が改めて肝に銘じ、福島復興本社代表の高原とともに、全力で取り組んでまいります。

以上

②いわき市民訴訟・東電謝罪文

久しぶりのプロ野球観戦

弁護士 坂田 洋介

昨年、事務所ニュースを読まれた方は「またか」と思われるかもしれませんが、「ご了承ください」。

昨年やっと「プロ野球観戦」ができました。高校時代からの友人と二人で観戦しました。

物心ついたところからのファンの広島と宿敵巨人との試合でしたが、見事広島が競り勝ちました。

球場のイスは小さく、隣と密着します。多くの大人はビールなどを飲み、大声を上げていました。マスクをしている方はほとんどいませんでした。

昨年は、新型コロナやインフルエンザの流行が継続していたため、決して好ましい状況ではないかもしれませんが、もはや現状では仕方ないのでしょうか。今年こそはセ・リーグ優勝と日本一の奪還です。



「平和のためのラグビー」とは

弁護士 金井 明知

週末はラグビースカールのコーチをしています。昨年のW杯では日本代表の健闘が光りました。ラグビーはハードなスポーツですが、冷静な判断力と自制心が必要です。元日本代表監督の大西鐵之祐氏は、自身の壮絶な戦争体験から、「無意味な戦争に血を流すのなら、現在の貴重な平和を守るために命がけで戦う覚悟が必要である」と述べ、そのために

必要なフェアプレーの精神や自律心の涵養を教育の目標に掲げました。大西氏の言葉の重みが増しているように思います。今年もよろしくお願いいたします。



憲法や法律を実現するために

弁護士 菊間 龍一

昨年十月、先島諸島（宮古島・与那国島・石垣島）を訪問しました。見渡す限りの青い海と空に囲まれた島の穏やかな空気は、言葉では形容しがたい独特なものでした。

訪問した目的は、続々と配備される基地・施設に対する住民の声を伺うことでした。ところが、与那国島での意見交換会で、開口一番「裁判でどうにかできませんか？」と問われ、私たちは返答に窮してしまいました。

憲法や法律は、単なる机上のものではありません。私たちの社会生活の中で実現されてこそ意味のあるものだと思います。



土地利用規制法をご存知ですか？

事務局 岡田 幸代

この法律は、安全保障のために国が指定した重要施設の周辺一キロ以内を注視区域とし、土地利用状況・利用者や関係者の情報を収集するものです。

重要施設は、今は自衛隊基地や空港・原発等ですが、明確な規定がなく政府の判断でどこでも指定される可能性があります。例えば水道施設や放送局・駅などが想定されます。

また特別注視区域では、不動産売買は事前に届出が必要とされ、不動産価値の下落のおそれもあります。

特定秘密保護法・安保法制・共謀罪・土地利用規制法など、日本は、「新しい戦前」に向かっていないでしょうか。平和のための行動が大切です。

今年もよろしく申し上げます。



トレッキング

事務局 竹澤美弥子

昨年、椎間板ヘルニアの手術を受けました。病は気から……と一念発起し、春と夏、中央アルプスへ登りました。春は残雪の世界が広がり、夏はサクライウズなどの高山植物を楽しむことが出来ました。

息子と甥っ子、強力な助っ人に励まされ、ゆっくり着実に進みながらも、残念ながら私は山の中腹で断念（二人は登頂できました）。

一昨年から成年年齢引下げにより、息子達が成人するまであと数年。寂しくもあり、感慨深くもある複雑な心境ですが、成長した息子達の姿に、明るい未来を予測できたひとときでした。

宇都宮ライトライン

事務局 菊地 美保

昨年八月、私の地元である宇都宮にLRT（ライト・レール・トラジット）ができました。宇都宮駅と工業団地を結ぶ次世代型路面電車です。

開業時はニュースにもなり、ご存知の方も多いいのではないのでしょうか。十一月に帰省した際に乗ってみました。路面電車なので地面からの振動は感じるものの、左右の揺れはほとんど無く、乗り心地は良かったです。駅から離れると田舎の風景も楽しめます。機会があれば乗ってみてください。

